

## 春日井市空き家残置物撤去補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、空き家の流通を促進するため、空き家内の残置物を撤去する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く建築物で、床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものをいう（次号に定める区分所有建物の空き室を含む。）。
- (2) 区分所有建物 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で、人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）があるものをいう。
- (3) 残置物 空き家内に使用されずに放置された電化製品、家具、食器、寝具、神仏具その他家財道具及び生活雑貨をいい、居住部分に供されていたものに限る。
- (4) 事業者 法人及び個人事業主をいう。

### (補助対象空き家)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該空き家に関する情報を市が指定する団体に提供することについて所有者が同意していること。

(2) 売買又は賃貸借契約（以下「売買等契約」という。）を締結していること。  
（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象空き家の残置物の所有者が事業者に依頼して当該残置物を撤去する事業とする。

（補助対象者）

第5条 補助事業の補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業が完了している個人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 補助対象者が残置物の所有者でない場合は当該残置物の所有者が撤去に同意していること。

(3) 残置物の所有者が死亡している場合であって、申請者の他に相続人がいる場合にあっては、当該残置物の撤去について、他の相続人の同意を得ていること。

2 補助対象者は、空き家1戸につき、1人とし、1回限りとする。

3 同一の補助対象空き家において、春日井市老朽空き家解体費補助金交付要綱（平成30年7月1日施行）に基づく補助金と重複して交付を受けることができないものとする。

（補助対象経費）

第6条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために行う空き家の残置物の撤去に係る経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 残置物の収集運搬（一般廃棄物収集運搬業者に依頼する場合に限る。）、整理及び分別にかかる費用

(2) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第11条及び第19条に規

定する料金（特定家庭用機器の引取運搬料金及びリサイクル料金をいう。）

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の額に2分の1を乗じて得た額とし、100,000円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 規則第3条に規定する申請の期日は、補助事業の完了日又は売買等の契約締結日のいずれか遅い方から起算して30日経過した日までに、春日井市空き家残置物撤去補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 空き家の登記事項証明書又は所有者が確認できる書類の写し
- (3) 残置物撤去前後の室内の写真
- (4) 補助事業に係る請求書の写し（補助対象経費の内訳が分かるものに限る。）
- (5) 補助事業に係る領収書の写し又は支払った金額が確認できる書類
- (6) 補助対象空き家の売買又は賃貸借に係る契約書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付方法）

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、春日井市空き家残置物撤去補助金交付決定通知書（第3号様式）又は春日井市空き家残置物撤去補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者にそれぞれ通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第9条の実績報告は、第8条の申請をもってこれに代える。

（補助金の交付）

第11条 第9条に規定する交付決定通知書を受けた申請者は、速やかに春日井市

空き家残置物撤去補助金請求書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

春日井市空き家残置物撤去補助金交付申請書

春日井市空き家残置物撤去補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

補助金申請額	金	円
--------	---	---

《空き家の概要》

所在地	春日井市
形態	一戸建て ・ 長屋 ・ 分譲マンション
空き家所有者	

《事業実績》

業者名				
事業概要				
補助対象経費 （税抜金額）	金	円		
工事時期	着手	年	月	日
	完了	年	月	日

《添付書類》

年 月 日

（宛先）春日井市長

## 誓 約 書

私は、本申請をするに当たり、春日井市空き家残置物撤去補助金交付要綱の規定を遵守します。

残置物撤去事業に伴う紛争（周辺環境への悪影響を含む。）が生じたときは、責任を持って対処します。

また、申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。内容に虚偽があった場合、補助金の交付決定を取り消すとともに、補助金を返還することに同意します。

**私は、要綱第5条の補助対象者に該当します。**

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）ではありません。

<残置物の所有者でない場合>

当該空き家の残置物の撤去について、所有者の同意を得ています。

申請者 住 所  
氏 名（自署）  
電話番号

第3号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

印

春日井市空き家残置物撤去補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました春日井市空き家残置物撤去補助金については、次のとおり交付することに決定します。

1 補助金の額 金 円

2 空き家の所在地 春日井市

3 条 件

第4号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

印

春日井市空き家残置物撤去補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました春日井市空き家残置物撤去補助金については、次の理由により不交付とします。

1 空き家の所在地 春日井市

2 理 由



第5号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

請求者 住 所

氏 名

電話番号

春日井市残置物撤去補助金請求書

年 月 日付け 第 号で額の交付決定のあった春日井市  
空き家残置物撤去補助金について、春日井市空き家残置物撤去補助金交付要綱  
第11条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

金融機関		銀行 信用金庫 農協	預金種別	普通 当座	口座番号	
		支店			ふりがな 口座名義人	